

●香川県告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高松市塩江町上西乙字小向1178の1、1178の5、1179の1、1179の4から1179の10まで、1180の1、1183の3、1183の6から1183の8まで、1183の17から1183の19まで、塩江町上西甲字一ツ内2086の8、2086の9、2086の30、2086の41から2086の47まで、2086の49、2086の51から2086の54まで、2086の56から2086の63まで、2086の65から2086の83まで、2086の110、2107の1から2107の7まで、字下貝ノ股1980の1から1980の14まで、1980の16から1980の22まで、1980の24から1980の33まで、1980の35から1980の53まで、1980の55、1980の56、1980の59、1980の62、1980の65、1980の66、1980の68から1980の77まで、1980の79から1980の82まで、1985の1、1985の5から1985の12まで、1986の1、1989の9、1989の28から1989の36まで、1989の38から1989の56まで、1989の58から1989の60まで、1989の63から1989の89まで、1989の91から1989の105まで、1989の109から1989の118まで、1996の1、2000、字細井2176の29（次の図に示す部分に限る。）、2171、2174、2176の1から2176の28まで、2176の31から2176の34まで、2176の36から2176の38まで、2176の40から2176の45まで、2176の47から2176の49まで、2176の51から2176の71まで、2176の75、2176の77から2176の79まで、2176の81、2176の82、2176の84から2176の86まで、2176の90から2176の92まで、2176の94、2176の96、2176の98、字小出川2239の1、2239の5、2239の7から2239の10まで、2239の12、2239の13、2239の15から2239の17まで、2239の19、2239の20、2239の22から2239の27まで、2239の30から2239の36まで、2240の1、2241の1、2241の16から2241の20まで、2241の22から2241の39まで、2261の86から2261の88まで、2261の90から2261の92まで、2261の135、字松尾2214の1から2214の16まで、2216の1、2216の2、2216の4から2216の6まで、2216の9、2216の11、2216の12、2217、2218の1、2218の2、2220、字焼堂1971の91・1971の103・1971の107・1971の109・1971の113・1971の115・1971の116・1971の132から1971の135まで・1971の139（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）、1971の45から1971の61まで、1971の63、1971の65から1971の71まで、1971の73から1971の76まで、1971の78から1971の81まで、1971の83から1971の85まで、1971の87から1971の89まで、1971の93から1971の99まで、1971の102、1971の104、1971の108、1971の110、1971の112、1971の114、1971の118から1971の122まで、1971の124から1971の130まで、1971の137、1971の141から1971の143まで、1971の148から1971の153まで、1971の155、1971の157から1971の161まで、1971の163、1971の165から1971の170まで、1971の172から1971の178まで、1971の238、1971の240、1971の242、1971の245、1973の1から1973の3まで、1975の16、1975の29、1975の30から1975の32まで、字上貝ノ股2020の4・2020の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2001の18から2001の20まで、2001の22から2001の24まで、2001の26から2001の31まで、2001の33、2001の52、2001の55、2008の11、2008の77、2008の82から2008の84まで、2008の86、2008の88、2008の99、2008の101、2008の103から2008の108まで、2008の116、2020の3、2020の7、2020の9から2020の11まで、2020の13、2020の29、2020の31、2020の35、2022の1、2024の1、2024の11から2024の17まで、2024の19から2024の29まで、2024の33、2024の34、2024の36から2024の38まで、2024の42から2024の45まで、2024の48から2024の51まで、2024の

53、2024の54、2024の56から2024の59まで、2025の1から2025の6まで、2026の1から2026の8まで、2027、2028の2、2033の1、2033の6、2033の12、2033の17から2033の23まで、2034、2035の1、2035の4、2035の6、2035の8、2035の10から2035の14まで、2035の16、2035の18から2035の23まで、2035の25、2035の34から2035の45まで、字真名屋敷2400の3（次の図に示す部分に限る。）、2363、2364、2366の1、2366の6から2366の10まで、2366の13から2366の52まで、2366の54から2366の66まで、2366の68から2366の71まで、2366の76から2366の78まで、2366の80、2366の82、2366の84から2366の88まで、2366の90から2366の99まで、2366の102から2366の105まで、2366の118、2366の119、2366の121、2366の123から2366の125まで、2366の127から2366の129まで、2366の131、2366の132、2366の134、2366の135、2366の137、2366の181、2366の183、2394の1、2396の1、2396の3、2396の6、2400の1、2400の2、2400の4から2400の13まで、2401の1から2401の3まで、2406の1から2406の4まで、2407の1から2407の5まで、2407の7、2407の8、2407の10から2407の18まで、2407の20、2407の22、2407の25、2416、2417、字大屋敷2429の54（次の図に示す部分に限る。）、2429の1から2429の3まで、2429の5から2429の28まで、2429の30から2429の35まで、2429の38から2429の53まで、2429の55から2429の70まで、2429の72から2429の83まで、2429の85、2429の87、2429の89、2429の91、2429の93、2429の95、2429の96、2429の99、2429の100、2429の103、2429の104、2429の107、2429の108、2429の111、2429の113から2429の115まで、2429の118、2429の120から2429の122まで、2429の124、2429の126、2429の127、2429の129から2429の134まで、2429の136、2429の138、2429の140、2429の142、2429の144、2429の147、2429の148、2429の151、2429の165、2429の166、2429の170から2429の172まで、2432の1から2432の4まで、字鷹山2546の2・2549の3・2550の4（以上3筆国有林）、2546の1、2548の1、2549の1、2550の1、2551、2552、2553の1、2554の1、2555、2556の1、2556の3、字物井川2077の71・2077の72・2077の75から2077の77まで・2077の80（以上6筆国有林）、2057の1から2057の4まで、2057の6、2057の7、2057の9、2057の11、2057の13、2057の19、2057の20、2058、2062、2063の1、2063の4、2063の6、2063の8、2063の9、2063の11、2063の14、2063の15、2063の17、2063の23、2063の33から2063の37まで、2063の40、2063の43、2063の45から2063の49まで、2063の52から2063の61まで、2063の64、2063の65、2063の69から2063の71まで、2063の82、2063の83、2063の117、2077の1、2077の2、2077の7から2077の11まで、2077の13、2077の14、2077の21から2077の25まで、2077の27から2077の38まで、2077の41、2077の42、2077の45、2077の47、2077の48、2077の50から2077の52まで、2077の54から2077の59まで、2077の61から2077の63まで、2077の84、2077の86から2077の90まで、字堀山2108の1（次の図に示す部分に限る。）、2108の2・2109の17から2109の19まで（以上4筆国有林）、2109の1から2109の5まで、2109の7、2109の14、2109の15、2110の3、2120の41、2120の44、2120の45、2120の47から2120の54まで、綾歌郡綾川町粉所東字一ノ谷4196の32・4196の38（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4196の1から4196の10まで、4196の12、4196の14、4196の15、4196の18、4196の22、4196の23、4196の26から4196の28まで、4196の34、4196の36、字影3871の1（次の図に示す部分に限る。）、3821、3827、3831、3835、3878、3885、3816の1から3816の3まで、3830の2、3834の3、3837の1から3837の4まで、3841の1、3841の3、3863の1から3863の3まで、3869の2、3869の4、3871の4、3890の3から3890の5まで、3890の8、3890の9、3890の12、3890の13、3890の15から3890の17まで、字廻当4029の1、4030の1、4038の1、4038の7、字山犬谷4114の2・4129の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4098の1、4098の8、4098の9、4098の11、4098

の17から4098の21まで、4103の2、4117の1、4118の1、4118の2、4119の1、4119の2、4119の4、4128の1、4128の2、4128の4、4128の5、4128の7、4128の9、4128の10、4129の1、4129の2、字獅子鼻4199の1、4199の4から4199の7まで、4199の9、4199の11、4199の13から4199の18まで、字西ノ谷4093の4、字孫浦3981の1から3981の3まで、3994の2、4002の1、4006の1、4017の1、字大下3892の1、3907、字唐戸谷4197の1、字動割谷4198の1から4198の4まで、字末子所4139の1、4139の4、4139の5、4141の3、4148の1、4148の4、4152の1、4152の4、4152の6から4152の8まで、4155の1、4156の4、4167の1、4167の5、4181、4182、4188、4193、4194の1、4194の2、4195の1から4195の5まで、4195の7から4195の10まで、4195の12、4195の14、4195の16、4195の19

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

綾歌郡綾川町粉所東字動割谷4198の1、字末子所4195の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに高松市産業部農林水産課及び綾川町経済課に備え置いて縦覧に供する。)